

## 南アフリカの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

南アフリカ共和国（英語では「Republic of South Africa」。以下「南アフリカ」という）は、アフリカ大陸の南端にある共和制国家である。国土の面積は約 122 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の 3 倍以上の大きさである。首都はプレトリアであり、行政府や各国の大使館はプレトリアにあるが、立法府はケープタウン、司法府はブルームフォンテイン（但し、憲法裁判所はヨハネスブルグにある）というように、首都機能が分散されている。約 6,300 万人の南アフリカ国民の約 81%は黒人系、約 7.3%は白人系、約 8.2%は混血系、約 2.7%はアジア系という構成となっている<sup>2</sup>。但し、近年、白人の国外流出が続いており、白人の人口・構成率は減少を続けている<sup>3</sup>。宗教については、キリスト教徒が約 60%以上を占めているが、アフリカの伝統的な宗教を信仰する者も少なくない<sup>4</sup>。人口が最大の都市はヨハネスブルグ（約 495 万人）であり、人口が二番目に多い都市はケープタウン（約 400 万人）である。公用語は、従来、11 言語（アフリカーンス語、英語、ズールー語、南ンデベレ語、北ソト語、ソト語、スワジ語、ツォンガ語、ツワナ語、ヴェンダ語、コサ語）であったが、憲法の 2023 年改正により、南アフリカ手話が追加された。但し、実質的な共通語として国会や政府で使用されているのは、英語である。通貨はランド（ZAR）である。

現在の南アフリカがある地域には、もともと原住民が居住していたが、1488 年にポルトガル人航海者のバルトロメウ・ディアスが、欧州人として初めてアフリカ大陸最南端の喜望峰に到達した。1652 年にはオランダ移民がケープ植民地を設置したが、1795 年には英国がケープを占領し、1814 年に英国領とした。次第に内陸部に追いやられたオランダ系のアフリカーナー（ボーア人）は、ナタール共和国、トランスヴァール共和国、オレンジ自由国を次々と建設した。その後、金とダイヤモンドが発見されたことをきっかけに、英国とオランダの対立が激化し、2 度のボーア戦争が勃発した。第二次ボーア戦争で英国が勝利した結果、1910 年に英国自治領としての「南アフリカ連邦」が成立し、さらに 1934 年には、英国で

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s\\_africa/data.html#section1](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/data.html#section1)

<sup>3</sup> 実業家であるイーロン・マスク氏は、南アフリカに生まれ育ったが、18 歳のときにカナダに移住した。

<sup>4</sup> 本稿における南アフリカの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』（二宮書店、2025 年）309～310 頁、②外務省ウェブページ「南アフリカ 基礎データ」（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s\\_africa/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/index.html)）等を参照した。

「南アフリカ連邦地位法」が採択され、南アフリカ連邦は正式に主権国家となった。1948年に政権をついたボーア人政党は、「アパルトヘイト」と呼ばれる人種隔離・白人優位政策を法制化した。1961年に南アフリカは英連邦から脱退し<sup>5</sup>、「南アフリカ共和国」となった。その後、内外において、アパルトヘイトに対する反対運動が起こり、国際的批判が高まっていたところ、1990年にデクラーク大統領は、アパルトヘイト打倒を目指す「アフリカ民族会議」(ANC)の最高指導者ネルソン・マンデラ氏を釈放した。そして、1991年にはアパルトヘイト関連法(集団地域法、原住民土地法、人口登録法等)を廃止した。ネルソン・マンデラ氏とデクラーク氏は、1993年ノーベル平和賞を共同で受賞した。1994年に実施された全人種が参加する総選挙において、ANCが圧勝し、ネルソン・マンデラ氏が大統領に就任した。また、南アフリカは1994年に英連邦に再加盟した。2024年5月の総選挙ではANCが初めて過半数割れし、白人主体の民主同盟等と連立政権を樹立した。

南アフリカの法制度は、上述したような歴史的経緯から、英国法<sup>6</sup>とオランダ法(ローマン・ダッチ・ロー)の影響を強く受けた混合法系に属する。南アフリカ法の法源は、憲法、成文法、判例法、コモン・ロー、慣習法、国際法、土着法、現代の法律家による解説書であるとされている<sup>7</sup>。

南アフリカは、ブラジル、ロシア、インド、中国とともに、「BRICS」の一員として注目されている。南アフリカでは、従来、鉱業が国の発展を牽引してきた。とくに、金、ダイヤモンド、各種レアメタル(クロム、バナジウム、白金、マンガン等)の産出が多い。自動車、化学、製鉄等の工業も発達している。また、ワインの生産地としても有名であり、ワイン生産量は世界10位以内に入っている。最近では、金融業、保険業の成長が著しい。南アフリカの貿易相手国は、輸出・輸入とも、第1位は中国、第2位は米国となっており、中国の存在感が増している。

南アフリカは、「アフリカ連合」(African Union, AU)<sup>8</sup>及び「南部アフリカ開発共同体」(Southern African Development Community, SADC)<sup>9</sup>に加盟しているほか、日本等とともに、「G20」の参加国でもある。しかし、南アフリカは、最近、西側諸国とは一線を画する外交政策を採っており、西側諸国との軋轢が生じている。例えば、南アフリカ政府は、国

---

<sup>5</sup> 南アフリカ内の飛び地になっているレソト及びスワジランド、並びに南アフリカの北にあるベチュアナランド保護領(現在のボツワナ)は、1910年に英国自治領としての「南アフリカ連邦」が成立した時点で、将来は、「南アフリカ連邦」に統合される予定であった。しかし、その後、1961年に南アフリカは英連邦から脱退して独立したため、上記3つの地域は、英国から主権国家として認められ、独立を果たした(峯陽一著「人種隔離からアパルトヘイトへ」(『南アフリカを知るための60章』(明石書店、2010年)所収)43頁)。

<sup>6</sup> 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウエールズ」の法体系を指す。

<sup>7</sup> アマンダ・ボニフェース著、伊藤弘子訳「南アフリカ家族法(1)」(『戸籍時報 No.794』(日本加除出版、2020年)所収)2~3頁。

<sup>8</sup> <https://au.int/>

<sup>9</sup> <https://www.sadc.int/>

際刑事裁判所 (ICC) がアフリカ諸国の国家元首に対する逮捕状を発布したこと等から、ICC から脱退することを明らかにしている。また、南アフリカ政府は、イスラエルのガザ侵攻はジェノサイド (大量虐殺) に該当するとの理由により、イスラエルを ICC 及び国際司法裁判所 (ICJ) に提訴した<sup>10</sup>。

日本企業の南アフリカ進出や南アフリカ企業との貿易が増加するに伴い、日本企業が南アフリカにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、南アフリカの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、南アフリカの法制度の概要を紹介することとしたい。

## II 憲法

### 1 総説

南アフリカでは、1948年に政権についたボーア人政党を基盤とする政権下で、「アパルトヘイト」と呼ばれる人種隔離・白人優位政策が強化された。南アフリカが英連邦から脱退して「南アフリカ共和国」となった1961年憲法、白人系・混血 (カラード) 系・インド系の三院制議会とした1983年憲法等が制定されたが、国内及び国際社会の大きな批判を浴びて「アパルトヘイト」が廃止され、1993年憲法が制定された。1994年に黒人を含む全人種による総選挙が実施され、制憲議会が組織され、1996年憲法が制定された<sup>11</sup>。

現行の1996年憲法<sup>12</sup>は、1996年10月11日に成立し、1996年12月18日に公布され、1997年2月4日に施行された。その後、現在までに18回の改正を経ている<sup>13</sup>。条文数は、別表及び附属文書を除くと、全243条である。

南アフリカ憲法 (附則を除く) の体系は、表1のとおりである。

表1：南アフリカ憲法の体系 (附則を除く)

前文		
第1章 基本規定		第1条～第6条
第2章 権利章典		第7条～第39条
第3章 協調的政府		第40条～第41条

<sup>10</sup> <https://www.bbc.com/japanese/67846661>

<sup>11</sup> 井田敦彦著「G20 各国の憲法概観」(『調査と情報 No.973』(国立国会図書館、2017年) 所収) 9頁。

[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10856723\\_po\\_0973.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10856723_po_0973.pdf?contentNo=1)

<sup>12</sup> 1996年憲法 (英語版) は、下記のウェブページに掲載されている。

<https://www.gov.za/documents/constitution/constitution-republic-south-africa-1996-04-feb-1997>

1996年憲法の和訳としては、東裕之訳『南アフリカ共和国憲法』(2018年)がある。

<sup>13</sup> <https://www.gov.za/documents/constitution-amendments>

第4章 国会		第42条～第45条
	国民議会	第46条～第59条
	州国民評議会	第60条～第72条
	国の立法プロセス	第73条～第82条
第5章 大統領及び国の行政		第83条～第102条
第6章 州		第103条
	州議会	第104条～第124条
	州行政	第125条～第141条
	州憲法	第142条～第145条
	抵触法	第146条～第150条
第7章 地方自治		第151条～第164条
第8章 裁判所及び司法行政		第165条～第180条
第9章 立憲民主制を支える 国家諸機関		第181条～第183条
	南アフリカ人権委員会	第184条
	文化的・宗教的・言語的共同体の 権利の保護・促進委員会	第185条～第186条
	性平等委員会	第187条
	監査総監	第188条～第189条
	選挙委員会	第190条～第191条
	放送規制独立当局	第192条
	一般規定	第193条～第194条
第10章 公共行政		第195条～第197条
第11章 安全保障		第198条～第199条
	防衛	第200条～第204条
	警察	第205条～第208条
	諜報	第209条～第210条
第12章 伝統的指導者		第211条～第212条
第13章 財政	一般財政事項	第213条～第219条
	財政金融委員会	第220条～第222条
	中央銀行	第223条～第225条
	州及び地方の財政事項	第226条～第230A条
第14章 一般規定	国際法	第231条～第233条
	その他の事項	第234条～第243条

## 2 統治機構

### (1) 行政府

大統領は、国家元首であり、行政府の長である。大統領は、国民議会の議員の中から、国民議会により選出される。憲法上、大統領の任期は、次の大統領が選出されるまでと規定されている。3選は禁止されている。大統領の権限としては、①法案に同意・署名すること、②法案の合憲性審査のため、法案を国民議会に差し戻し、又は憲法裁判所に照会すること、③国民議会等の臨時会議を召集すること、④国民投票を要求すること、⑤内閣の他の閣僚とともに行政権限を行使すること等が挙げられる。

内閣は、大統領、副大統領及び閣僚により構成される。副大統領は、国民議会の議員の中から、大統領により選出される。大統領は、国民議会の議員の中から、任意の数の閣僚を選出するほか、国民議会の議員ではない者の中から、最大2名を選出することができる。もし国民議会が、過半数の決議をもって、大統領を除く内閣の不信任案を決議したときは、大統領は内閣を再組織しなければならない。また、もし国民議会が、過半数の決議をもって、大統領の不信任案を決議したときは、大統領・副大統領・閣僚は総辞職しなければならない。

### (2) 立法府

南アフリカの国会は、下院たる国民議会と上院たる州国民評議会により構成される(二院制)。

下院たる国民議会は、比例代表制により選出される350名から400名の議員により構成される。議員の選挙は、18歳以上の全ての国民の投票により行われる。議員の任期は5年である。国民議会は、大統領により解散される可能性がある。

上院たる州国民評議会は、各州から10名ずつ、合計90名の議員により構成される。州国民評議会では、各州が1票ずつの議決権を有し、州国民評議会での議決は、5州以上の賛成による。

州に影響しない普通法案は、国民議会における過半数の議員の賛成、及び州国民評議会における過半数の州代表の賛成を要する。

憲法改正の議決を行うには、国民議会における3分の2以上の議員の賛成、及び州国民評議会における6州以上の賛成を要する。但し、憲法第1条を改正するには、国民議会における4分の3以上の議員の賛成、及び州国民評議会における6州以上の賛成を要する。

### (3) 司法府

南アフリカの裁判所には、憲法裁判所、最高上訴裁判所、高等裁判所、治安判事裁判所等がある。

憲法裁判所は、長官、副長官及びその他の9名の判事により構成される。憲法裁判所判事に任命される者は、南アフリカ国民でなければならない。憲法裁判所判事の任期は、12年が経過するまで又は70歳に達するまでのいずれか早い方による。憲法裁判所は、従来、憲

法問題についての終審管轄権を有するとされていたが、2023年憲法改正により、憲法裁判所が審理することを選択した一般的重要事項についても終審管轄権を有することとされた。憲法裁判所は、国と州の政府機関の間における憲法上の地位及び権限等の争いについて決定すること、国会又は州の法案の憲法適合性について決定すること等の権限を有する。

憲法裁判所以外の裁判所の判事の任命は、大統領が、司法行政委員会の助言に基づき行う。

### 3 人権

人権に関しては、1996年憲法の「第2章 権利章典」において、詳細に規定されている。1996年憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる<sup>14</sup>。

- ①人権を実現するためにコモン・ローを適用することができ、また、コモン・ローにより人権を制限することができる旨が規定されている（8条3項）。
- ②法人も人権共有主体であることが明文で規定されている（8条4項）。
- ③表現の自由は、戦争の宣伝、暴力の扇動、人種・民族・性別・宗教に基づく憎悪の唱導等を含まないと規定されている（16条2項）。
- ④環境権が明文で規定されている（24条）。
- ⑤過去のアパルトヘイトの下での法律又は慣行によって、不利益を被った者を救済するための規定が置かれている（25条）。例えば、1913年6月19日以降に財産を没収された個人又は共同体は、国会の制定法が定める範囲内で、原状回復又はエクイティの救済を受けることができる（25条7項）。なお、1913年6月19日は、アパルトヘイトの基本法である原住土地法が施行された日である。
- ⑥子どもの権利について、詳細な規定が置かれている（28条）。例えば、子どもが武力紛争に直接参加させられない権利等である（28条1項(i)）。
- ⑦私立教育機関を自費で設立・維持する権利が認められているが、それは「人種に基づく差別を行わない機関」でなければならない（29条3項(a)）。
- ⑧情報アクセス権が明文で規定されている（32条）。
- ⑨人権の制限は、「法律の一般的な適用に従う場合」で、「人間の尊厳、平等及び自由に基づく、開かれた民主的な社会において合理的かつ正当と認められる範囲」に限られること、並びに、「制限される権利の性格」、「制限の目的の重要性」、「制限の性格及び期間」、「制限とその目的の関係」、「その目的を達成し得る、より制限的でない他の手段」等の事項が考慮されるべきことが規定されている（36条1項）。
- ⑩緊急事態宣言の下での人権の制限について、極めて詳細な規定が置かれている（37条）。

### III 民法

---

<sup>14</sup> 「第2章 権利章典」の和訳については、デイビッド・ロバートソン著『人権事典【第2版】』（明石書店、2006年）380～393頁を参照した。

## 1 原住民への土地の返還

南アフリカでは、アパルトヘイトの下での強制移住政策により、350万人以上の人々が土地・家屋を失った。とくに、原住民土地法が1913年6月19日に施行されるよりも前に、原住民が合法的に所有していた土地を、「ブラック・スポット」という。1990年代初頭からアパルトヘイト廃絶への政治的動きが始まると、強制移住政策により土地・家屋を失った「ブラック・スポット」の住民を中心に、土地返還を求める運動が行われるようになった。この土地返還運動は次第に大きな政治的うねりとなり、1994年に「土地権返還法」が制定されるに至った。この結果、原住民土地法等により土地を奪われた人々に対し、土地を返還するため、「土地権返還委員会」という政府の委員会と、「土地申立裁判所」が設立された。但し、実際に土地の返還を実現することは、容易なことではなかった。即ち、第1に、返還された土地に戻って住むためには、学校・道路等のインフラが必要であるが、政府によるインフラ整備はすぐには行われなかった。第2に、土地の返還の過程において、第三者がその土地に住み着くことがあるが、退去させることは簡単ではなかった。第3に、土地の返還の過程では、元の土地所有者や借地人の思惑はさまざまであったため、意見が対立することが少なくなかった。第4に、元の土地所有者の相続人の間で、土地権の相続をめぐる争いが生じることもあった<sup>15</sup>。

最近になって、南アフリカ政府は、アパルトヘイト時代に不当に奪われた原住民の土地につき、土地収用の指針を定めて国による土地収用を容易にする法律を制定しようとしているが、米国のトランプ大統領は、当該法律は白人に差別的である等の理由により、南アフリカへの資金援助を凍結する大統領令に署名した<sup>16</sup>。

## 2 信託の法移植

南アフリカのコモン・ローは、オランダ法（ローマン・ダッチ・ロー）と英国法という2つの異なる法体系から派生しているが、とくに私法の分野では、過去も現在も、前者の影響が強いといわれている（例えば、南アフリカで用いられている多くの法律概念は、ローマン・ダッチ・ローに由来するといわれている）。しかし、英国法の信託が、まず、1815年にケープ植民地に導入され、その後、英国人入植者によって作成された遺言及び信託証書による信託につき、南アフリカの裁判所は、信託の法的有効性を認めてきた<sup>17</sup>。当初、ローマン・ダッチ・ローの下で信託をいかに取り込むべきかが明らかではなかったが、さまざまな事案における判決と論争の結果、ローマン・ダッチ・ローから継受した法概念である「後継ぎ遺贈」

<sup>15</sup> 佐藤千鶴子著「土地返還運動からコミュニティの再生へ」（『南アフリカを知るための60章』（明石書店、2010年）所収）219～222頁。

<sup>16</sup> <https://www.cnn.co.jp/usa/35229220.html>

<sup>17</sup> トーマス・W・ベネット著、板持研吾訳「借用語と法移植 —南アフリカ法におけるウブントゥ概念のための二つの分析枠組み」（『法制史研究69』（成文堂、2019年）所収）113頁。

及び「第三者のための契約」が、それぞれ遺言信託及び生前信託の受け皿となった。このようにして、南アフリカでは、オランダ法（ローマン・ダッチ・ロー）から継受した物権・債権の枠組みの中に信託が位置付けられ、実際にも広く利用され、適切に機能している<sup>18</sup>。

#### IV 会社法

南アフリカに投資する外国企業の多くは、駐在員事務所又は支店を開設するか、現地法人を設立することになる。駐在員事務所及び支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。南アフリカでは、駐在員事務所及び支店は、「外部企業」(External Company)と位置付けられ、設置後 20 日以内に、「企業・知的財産登録局」(Companies and Intellectual Property Commission, CIPC) に届出をする必要がある。これに対し、現地法人は、外国企業から独立した法人格を有する南アフリカ法人である。

一般的に、外国企業が南アフリカに現地法人を設立する場合、「有限責任会社」(Limited Liability Company) の形態が利用される。有限責任会社は、日本における株式会社に近いものであり、株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額（出資額）に限定される。有限責任会社にも、「公開会社」（株主数は 1 名以上）と「非公開会社」（株主数は 1 名以上 50 名以下。定款で株式譲渡を制限。ガバナンス及び情報開示に関する規制が比較的少ない）の 2 種類があるが、実際には、将来の上場を見込んでいるような場合を除き、事業展開に柔軟に対応しやすく、かつ手続が比較的簡単な「非公開会社」が選択されることが多い。会社名の末尾に、公開会社の場合は「Ltd」、非公開会社の場合は「(Pty) Ltd」という文言を付する。公開会社でも非公開会社でも、最低資本金は 1 ランドである。取締役については、非公開会社の場合、1 名以上であればよいが、公開会社の場合、3 名以上が必要である。非公開会社の取締役は、自然人でなければならないが、国籍を問わず、南アフリカ在住である必要はない。また、公開会社の場合、会社秘書役 (Company Secretary) の選任が必要であるが、非公開会社の場合、会社秘書役の選任は任意である。また、公開会社は監査役も設置する必要がある。

なお、南アフリカでは、黒人の経済力を強化し、人種による所得格差を是正しようとするための政策 (Broad-Based Black Economic Empowerment, B-BBEE) が採られている。当該政策の下では、南アフリカの企業は、黒人による会社所有・経営支配、黒人の技能開発等の点について、黒人の経済力強化に対する貢献度を数値のスコアで評価される。当該スコアが高い企業は、政府調達や公共事業等において優遇を受けることがある。よって、日本企業が南アフリカ企業を買収しようとする際には、法務デュー・デリジェンスにより、当該企業のスコアを確認することが重要である。

---

<sup>18</sup> マリウス・デ ヴァール／ロードリック・パイズリー著、渡辺宏之訳「スコットランド・南アフリカにおける信託(2・完)」(『早稲田法学 88 巻 3 号』(早稲田大学法学会、2013 年) 所収) 277～279 頁。

## V 民事訴訟法

### 1 訴訟

南アフリカには、憲法裁判所、最高上訴裁判所、高等裁判所、治安判事裁判所があり、その他、専門裁判所として、労働裁判所、子ども裁判所等もある。

民事訴訟を提起する場合、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる。これは、被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の捜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes (1976)* が先例となっており、多くのコモン・ロー系諸国で利用されている。

南アフリカの弁護士には、法廷弁護士 (*Advocates*) 及び事務弁護士 (*Attorneys*) の 2 種類がある。法廷弁護士は、高度な独立性を有し、単身で業務を行うものとされている。依頼者が直接、法廷弁護士に依頼することはできず、事務弁護士を通じて指示をしなければならないものとされている<sup>19</sup>。

### 2 仲裁

南アフリカでは、紛争解決手段として、訴訟のほかに、仲裁がある。南アフリカは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約) に加盟しているため、原則として、外国の仲裁機関(例えば、シンガポール国際仲裁センター (*SIAC*)) による仲裁判断を南アフリカ国内で執行することが認められる(但し、相互主義が満たされる国に限定される)。但し、南アフリカの公序 (*public policy*) に反することを理由に、南アフリカの裁判所が、外国仲裁判断の執行を認めない可能性があることに留意を要する。

## VI 刑事法

南アフリカでは、従来から、「汚職」が大きな問題となっている。南アフリカにおける汚職対策の最も基本的な法律は、「汚職行為防止・抑止法」である。2004年に、「汚職行為防止・抑止法」が改正されたが、依然として、警察組織等にも汚職が蔓延しているといわれている。「汚職行為防止・抑止法」では、私人間のリベートをも規制対象としている。「汚職行為防止・抑止法」に違反して汚職行為を行った者に対しては、①高等裁判所で有罪となった場合は、罰金刑又は終身刑、②地域の治安判事裁判所で有罪となった場合は、罰金刑又は 18 年以下の懲役刑、③地方の治安判事裁判所で有罪となった場合は、罰金刑又は 5 年以下の懲役刑が科される可能性がある。現在の南アフリカでは、贈答品及び接待が「汚職行為防止・

---

<sup>19</sup> 小野傑ほか著「アフリカ法務の基礎 [II]」(『商事法務 No.2044』(商事法務研究会、2014年)所収) 35頁。

抑止法」違反となるか否かは、不明確であるため、日本企業としては、違法とされるリスクがあることを十分に認識すべきである。

## Ⅶ おわりに

以上、南アフリカの法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国である南アフリカの法制度の概要を知ることは、日本企業にとって極めて重要である。南アフリカのアパルトヘイトに関する日本語文献は非常に多くあるが、南アフリカの法制度については、米国・EU・中国の法制度に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。BRICSの一角を占める南アフリカは、金、ダイヤモンド、レアメタル等の鉱物資源が豊富であることのほか、近年は製造業や金融業の発達が著しく、大きな発展を遂げる潜在力がある国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。これらのことから考えると、南アフリカの法制度の動向については、引き続き注目していく必要性が高いといえよう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.53 No.3』（国際商事法研究所、2025年、原題は「世界の法制度〔アフリカ編〕第1回 南アフリカ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。